②　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

③　焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

4　畜舎等の消毒（法第25条）

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条の基準に従い、１週間間隔で３回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

5　豚等の評価

⑴　豚等の評価額は、患畜又は疑似患畜であることが確認される前の状態についてのものとし、当該豚等が患畜又は疑似患畜であることは考慮しない。

⑵　評価額の算出は、原則として、当該豚等の導入価格に、導入日から患畜又は疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該豚等の体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

⑶　豚等の所有者等は、と殺に先立ち、豚等の評価額の算定の参考とするため、と殺の対象となる個体（多頭群飼育されている場合にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに、当該豚等の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

⑷　農林水産省は、都道府県において豚等の評価額の算定を速やかに実施することが困難と認められるときは、関係省庁と協議の上、直ちに概算払を行う。

第８　通行の制限又は遮断（法第15条）

1　都道府県又は市町村は、豚コレラの発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。

2　法に規定されている上限の72時間を経過した後もウイルスのまん延防止の必要性がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。

3　家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第５条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、掲示の方法等については、事前に関係市町村の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1　制限区域の設定

⑴　移動制限区域

①　都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径３キロメートル以内の区域について、家畜等（４に掲げるものをいう。⑵及び５の⑹において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第５の２の判定前であっても豚コレラである可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

②　都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、第４の３の⑵に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径３キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

⑵　搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径10キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。

なお、⑴の②の場合には、移動制限区域の外縁から７キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

⑶　家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第５の２により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　原則として、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

②　当該豚等の出荷元の農場を中心として、⑴及び⑵と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

⑷　制限区域の設定方法

①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域内の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。

②　移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア　制限区域内の豚等の所有者、市町村及び関係機関への通知

イ　報道機関への公表等を通じた広報

ウ　主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

⑸　豚等の所有者への連絡等

都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。また、当該区域内の豚等の所有者に対し、いのしし等の野生動物の侵入防止の徹底について指導する。

2　制限区域の変更

⑴　制限区域の拡大

発生状況等から、移動制限区域外での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を拡大する。

⑵　制限区域の縮小

発生状況及び周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径１キロメートルまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から７キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

3　制限区域の解除

制限区域は、次に掲げる区域の区分ごとに、それぞれ当該区分に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

⑴　移動制限区域

①　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（１回目）が完了していることをいう。以下同じ。）後17日（発生状況及びウイルスの性状分析等の結果から、抗体産生まで17日以上要すると考えられる場合は、30日を超えない範囲内で動物衛生課と協議して定める日）が経過した後に実施する第12の２の⑵の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

②　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

⑵　搬出制限区域

⑴の①で行う第12の２の⑵の清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていること。

4　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　生きた豚等

⑵　移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って21日目の日より前に採材され、区分管理されていたものを除く。）